

第 13 号議案

令和 3 年 度

吉田町一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和3年度吉田町一般会計補正予算（第12号）

令和3年度吉田町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102,168千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,174,196千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

令和4年3月1日提出

吉田町長 田村典彦

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		71,050	27,000	98,050
	1 地方揮発油譲与税	19,100	4,800	23,900
	2 自動車重量譲与税	49,500	22,200	71,700
3 利子割交付金		3,700	△700	3,000
	1 利子割交付金	3,700	△700	3,000
4 配当割交付金		17,200	8,200	25,400
	1 配当割交付金	17,200	8,200	25,400
5 株式等譲渡所得割交付金		21,400	15,200	36,600
	1 株式等譲渡所得割交付金	21,400	15,200	36,600
6 法人事業税交付金		91,900	19,300	111,200
	1 法人事業税交付金	91,900	19,300	111,200
7 地方消費税交付金		702,700	36,700	739,400
	1 地方消費税交付金	702,700	36,700	739,400
8 環境性能割交付金		13,200	△800	12,400
	1 環境性能割交付金	13,200	△800	12,400
12 分担金及び負担金		65,702	2,500	68,202
	2 負担金	61,347	2,500	63,847
13 使用料及び手数料		74,610	△3,319	71,291
	1 使用料	60,318	△3,319	56,999
14 国庫支出金		2,117,356	69,073	2,186,429
	1 国庫負担金	879,576	70,571	950,147
	2 国庫補助金	1,230,819	△1,498	1,229,321
15 県支出金		1,025,672	△38,043	987,629
	1 県負担金	366,185	14,791	380,976
	2 県補助金	561,749	△52,834	508,915

款	項	補正前の額	補正額	計
16 財産収入		16,828	101	16,929
	1 財産運用収入	6,697	101	6,798
18 繰入金		587,099	△1,201	585,898
	2 基金繰入金	564,049	△1,201	562,848
20 諸収入		186,296	57	186,353
	5 雑入	173,704	57	173,761
21 町債		994,051	△31,900	962,151
	1 町債	994,051	△31,900	962,151
歳入	合計	13,072,028	102,168	13,174,196

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		97,977	△1,115	96,862
	1 議会費	97,977	△1,115	96,862
2 総務費		1,782,241	475	1,782,716
	1 総務管理費	1,477,121	△1,400	1,475,721
	2 徴税费	183,999	△1,430	182,569
	3 戸籍住民基本台帳費	70,023	3,520	73,543
	6 監査委員費	1,348	△215	1,133
3 民生費		3,778,524	102,025	3,880,549
	1 社会福祉費	1,690,277	56,851	1,747,128
	2 児童福祉費	2,088,040	45,174	2,133,214
4 衛生費		1,990,315	40,427	2,030,742
	1 保健衛生費	1,990,315	40,427	2,030,742
6 農林水産業費		509,729	△5,874	503,855
	1 農業費	90,744	△5,515	85,229
	3 水産業費	410,716	△359	410,357
7 商工費		152,422	△12,159	140,263
	1 商工費	152,422	△12,159	140,263
8 土木費		1,358,014	△94,411	1,263,603
	1 土木管理費	309,470	△96,080	213,390
	2 道路橋梁費	213,793	△8,883	204,910
	3 河川費	44,249	26,411	70,660
	4 都市計画費	781,181	△15,859	765,322
9 消防費		512,728	△5,453	507,275
	1 消防費	512,728	△5,453	507,275
10 教育費		1,040,028	△2,962	1,037,066
	1 教育総務費	337,464	3,249	340,713
	2 小学校費	138,694	△2,908	135,786

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	72,452	△2,370	70,082
	5 保健体育費	201,391	△933	200,458
12 公債費		1,075,819	145	1,075,964
	1 公債費	1,075,819	145	1,075,964
13 諸支出金		737,764	81,070	818,834
	2 基金費	737,762	81,070	818,832
歳出	合計	13,072,028	102,168	13,174,196

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2	3	戸籍・住民基本台帳事務費	3, 520
3	1	職員人件費	1, 772
3	1	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費	198, 577
8	3	大幡川改修事業費	50, 897
合 計			254, 766

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大幡川改修事業（国補正分）	千円 33,300	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防潮堤側道整備事業	千円 63,700	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 46,800	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
吉田町内道路舗装繕事業	26,300	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	22,500	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
大幡川改修事業	18,000	〃			7,200	〃		
防潮堤天端整備事業	45,600	〃			14,100	〃		

3 廃止

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
子ども家庭総合支援拠点 整備事業	千円 2,200	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	千円 —	—	% —	—	